

第3回 公文書センター直江津図書館出前展示会 (8月18日から 9月20日まで)

「江戸時代に発生した大火～直江津今町編～」

大きな被害をもたらした大火

右の表には、江戸時代に上越市域で発生した火事のうち、100軒以上の家屋が被災したものを抽出しています。このほか、高田城内や対面所・御館（おやかた いずれも経費節約のため城外に設けられた藩主の執務所兼住居所）・評定所など高田藩の主要な施設が被災した火事、さらに大規模な寺院火災も加えてあります。

江戸時代は265年間続きましたが、右の表のように大火は16回発生しています。単純に計算すれば、16、7年に1回の割合で大火が発生していることとなります。

地域別にみると、町方・家中（まちかた かちゅう 武家地）・城内・寺町を含めた高田城下で9回、直江津今町で6回、春日新田宿（しゆく）で1回発生しています。これらの地域の共通点は、人家が密集した市街地であったということです。高田や直江津今町に限らず、江戸時代に成立した城下町や港町・宿場町などの市街地は、常に火事が大火に発展するおそれをはらんでいました。雁木で家同士がつながっていた高田や直江津今町は、町自体の構造上からも、火事に対して一層脆弱な要素をもっていたと考えられます。

なお、文化15年（1818）、文政8年（1825）、天保15年（1844）、元治元年（1864）に発生した4回の火事は、1,000軒以上が類焼するという大火中の大火となっています。このうち3回については、火災発生時に強風に見舞われていたことが古文書から確認できます。また、3回は日没後の夜間に発生しており、この2つの条件が被災規模を拡大した要因だと考えられます。このほか、3月下旬から5月下旬までの春に集中していることも特徴として挙げられます。

江戸時代に上越市域で発生した大火

和暦 (西暦)	月日 (新暦)	類焼地域	主な被災状況
延宝 4年 (1676)	3月29日 (5月11日)	高田城下	屋頃に高田新田より出火、「大南風」により関町・府古町・職人町・家中などの大半が類焼(焼失数不明) 【「高田火災記」榊原家(旧森家)文書】
宝暦 3年 (1750)	5月5日 (6月7日)	高田城下	夜八つ時(午前2時頃)上田端町より出火、「風」があり本杉鍛冶町までの8町の町家476軒・寺3軒類焼 【「高田御用留」榊原家文書】
宝暦10年 (1760)	2月18日 (4月4日)	高田寺町	丑の刻(午前2時頃)高田寺町本誓寺地中より出火、寺社24軒類焼 【「高田日記」榊原家文書】
明和 4年 (1767)	6月26日 (7月21日)	直江津今町	申ノ上刻(午後3時頃)出火、町家581軒・寺社4軒類焼、死者1名 【「江戸日記」榊原家文書】
寛政 9年 (1797)	5月5日 (5月30日)	高田城下	未ノ刻(午後2時頃)下紺屋町から出火、町家547軒・寺社7軒・家中屋敷7軒・家中長屋22棟類焼 【「高田火災記」榊原家(旧森家)文書】
享和 2年 (1802)	3月4日 (4月6日)	高田城内	子ノ刻(午前0時頃)城内隠居所から出火、城内残らず類焼 【「越後国高田城御焼失一件」榊原家文書】
文化 7年 (1810)	4月9日 (5月11日)	直江津今町	夜九つ時(午前0時頃)新町より出火、寄町・横町を含め180軒類焼、死者1名 【「用留(写)」福永家文書】
文化13年 (1816)	5月25日 (6月20日)	春日新田宿	夜九つ時(午前0時頃)出火、春日新田宿の全116軒類焼 【「上越市史通史編3近世一」】
同 年	8月24日 (10月16日)	高田家中	暁七つ時(午前4時頃)対面所より出火、はなはだ激しい「辰巳(南東)風」により勘定所・家中長屋など類焼(詳細不明) 【「高田火災記」榊原家(旧森家)文書】
文化15年 (1818)	3月4日 (4月9日)	直江津今町	夜四つ時(午後10時頃)横町より出火、激しい「辰巳風」により町家等1,134軒(実数899軒)類焼 【「出火一件御用留」福永家文書】
文政 3年 (1820)	1月17日 (3月1日)	高田家中	夜五つ時(午後8時頃)御館より出火、勘定所など類焼(詳細不明) 【「高田火災記」榊原家(旧森家)文書】
文政 8年 (1825)	4月5日 (5月22日)	高田城下	屋四つ半時過ぎ(午前11時頃)伊勢町より出火、激しい「南風」により町家1,207軒、寺社9軒、家中443軒類焼【「出火一件御用留」荒町水谷家文書】
天保15年 (1844)	2月2日 (3月20日)	直江津今町	夜四つ時(午後10時頃)新坂井町より出火、町家1,201軒・寺社9軒類焼【「火災之節類焼家数土蔵取調帳」福永家文書】
弘化 4年 (1847)	3月29日 (5月13日)	直江津今町	夜九つ時(午前0時頃)新川端町より出火、町家957軒、寺3軒類焼 【「覚」福永家文書】
元治 元年 (1864)	3月14日 (4月19日)	高田城下と 周辺8か村	夕酉刻(午後6時30分頃)善光寺町より出火、激しい「辰巳南風」により城下及び周辺村落の民家1,755軒・寺社14軒・家中屋敷10軒・家中長屋130戸類焼、死者1名 【訂正越後頭城郡誌稿】
慶応 元年 (1865)	4月6日 (4月30日)	直江津今町	暮六つ時(午後6時頃)砂山村(塩屋新田との説もあり)より出火、町家314軒・寺2軒類焼 【直江津町是】

文化15年（1818）に直江津今町で発生した大火

文化15年の新暦4月9日（旧暦³月⁴日）に直江津今町で発生した大火については、町会所（直江津今町の町政を行った役所）が記録した古文書「出火一件御用留」（福永家文書：高^{ごようどめ}田図書館所蔵）から大火の概略を知ることができます。これによると、当時は直江津今町に激しい辰巳^{たつみ}（南^南東）風が吹き荒れていました。夜四つ時^{午後10時頃}、横町^{現中央2丁目}の長吉の後家りわ及び清次郎の後家もとの家から同時に出火したようです。鎮火に至るまでの経緯は記されていませんが、各町の被害状況は次のとおりでした。

文化15年の直江津今町の大火の被害状況

町名	類焼軒数	残り家	焼失率
横町（中央2）	51軒	—軒	100%
裏砂山町（中央4）	83	—	100
本砂山町（中央4）	73	—	100
坂井町（中央4）	74	—	100
新坂井町（中央4）	55	36	60
中嶋町（中央3）	100	—	100
片原町（中央3）	85	—	100
中町（中央3）	102	—	100
寄町（住吉町）	38	89	30
川端町（中央3）	156	13	92
新町（中央2）	82	10	89
新川端町（中央3）	—	74	—
上記合計	899	222	80
御用留集計	1,134	235	83

（「出火一件御用留」から作成）

割と格段に低いことから、強風が類焼に大きな影響を与えたことが分かります。ちなみに、新川端町^{現中央3}（=荒川町）は全戸が類焼を免れています。同町と隣り合う川端町^{現中央3}（=荒川町）と新町^{現中央2}が全焼を免れていることを勘案すると、新川端町が類焼地域の風下に入らなかったと考えられます。

さて、出火一件御用留は、火元の嫌疑をかけられた横町の二人の後家りわもとのその後の様子も伝えてあります。取調べに対し、二人とも「自分ではない」と言い張り、出火から4日後には、同時に逃亡しています。直江津今町を管轄していた領奉行所からは再三にわたり二人の行方を探すように命令が出されましたが、半年経っても消息不明でした。この事情について『上越市史』通史編4近世二は、「火元が特定されることによって起こる様々な責任問題を避けるために、町役人合意のもとで、いずれかにかくまわれていたのではないか」との見解を示しています。

江戸時代末期の直江津今町の町割り



（『上越市史』通史編4近世二 p423「明治3年今町の町別軒数」を改変）

出火一件御用留には「^{しめて}やき数千百三拾四軒」「残り家式百三拾五軒」の記載がありますが、各町の類焼軒数、「残り家」の軒数の合計とは一致しません。大火の概要は次のとおりです。この大火では、直江津今町の約8割が焼失しています。また、火元であった横町の真北から北東に位置する町内の被害が甚大でした。当時は南東風が観測されています。本来は横町の北西の地域の被害が大きくなるはずですが、その方向にある新坂井町^{現中央4}（=福永町）の焼失率が6割と比較的低くなっていることから、風上が真南もしくは南西に変わったことが推測されます。いずれにしても、火元の風下から逸れている寄町^{現住吉町}の焼失率が3割と格段に低いことから、強風が類焼に大きな影響を与えたことが分かります。

直江津今町の消火体制

【職人が担った破壊消火】直江津今町の消防活動にかかわる資料は、残念ながら断片的なものしか残されていません。しかし、これらの資料から、火災が発生した際には、職人によって構成された火消人足と各町から出動する各種の人足がいたことが分かります。さて、直江津今町に限らず江戸時代の町家の屋根は、木羽板(材木を薄く削った板)でできており、火の粉が飛んでくると簡単に延焼しました。このため、江戸時代の消火活動は、延焼を防ぐために必要な建物を「潰す」破壊消火が最も効果的でした。この破壊消火には、大工や船大工、鍛冶、木挽(原木を大鋸で製材する職人)、木訳(材木等の荷揚げ・積替えを行う職人)、桶屋の各職人があたるのが義務付けられていました。職人組ごとに破壊消火に必要な指定された道具を持参すること、固有の印を入れた纏(まとい)と張笠(はりかさ)を持参・着用することも定められていました。

文久元年(1861)の破壊消火組織

- 大工組(笠印「大」)
○銘々が大鋸(おおが)を持参
- 船大工組(笠印「船」)
○銘々が斧(おの)を持参
- 鍛冶組(以下、笠印未記載)
○銘々が大鎌を持参
- 木挽(こびき)組
○銘々が懸矢(かけや)を持参
- 木訳(きわけ)組
○貸与されていた大綱を持参
- 桶屋組
○持参品未記載

(「年中定式御用口」(福永家文書 高田図書館蔵)から作成)

【各町が担った任務】各町では、今町陣屋(新川端町の出先/現中央3=荒川町)や年貢の米蔵(主に片原町/現中央3=天王町)、町会所(新町/現中央2)などの重要施設の類焼を防いだり、年貢米や書類を持ち出したりする「場所詰」と呼ばれた人足が割り当てられていました(各施設の所在地は幕末のもの)。ただし、各町とは別個に、関川(荒川)河口の渡守12名は、高札場(川端町/現中央3=荒川町)詰となっていました。各町には、場所詰人足だけでなく火災現場に駆け付け消火活動を行う人足も割り当てられていました。下表は、慶応4年(1868)の川端町の「火札割付帳」(福永家文書:高田図書館蔵)に記載された役割分担の概要をまとめたものです。割付帳には、1組3名編成でそれぞれの人足名が記載されていますが、これを「火札」と呼びました。鎮火後には、火札に記された人足が参加していたかどうか改められ、不参の場合には1貫(かん 銭千文=金約1分)が罰金として科せられることになっていました。さて、川端町では全部で44組131名の人足が登録されています。このうち場所詰人足は、11組32名でした。町内では丁頭(ちょうがしら 村の庄屋に相対する町役人)詰(当時、前崎庄左衛門)、町外では各種の蔵詰、陣屋詰などがありました。割付帳に記載された「勝嶋詰」は、おそらく裏砂山町(現中央4=沖見町)の大年寄(町政のトップである大肝煎の補佐役)勝嶋平次郎の屋敷詰を意味するものと思われます。一方、火災現場での消火活動には、33組99名が登録されています。纏持(まといもち)は消火作業の指揮、大団扇持(おおうちわ)は火の粉払い、刺股(さすまた)・大階子(おおはしご)は破壊消火を担当しました。水を用いた消火には、龍吐水(りゅうどすい オランダから伝来した)、木製の消火ポンプ、水溜桶(みずためおけ)、通桶(他の資料で多く見られる「懸桶(かけおけ)」か)が使用されました。通桶には他所(たしよ)行と添え書きされた組がありますが、この組は町外で消火活動にあたったものと思われます。

火災時に川端町に割りあてられた各種人足

(慶応4年(1868)2月「火札割付帳」(福永家文書 高田図書館蔵)から作成)

No.	役割分担	組数	人足数	No.	役割分担	組数	人足数
①	通桶=勝嶋詰	2	6	⑨	大階子(おおはしご)持	4	12
②	水溜桶	4	12	⑩	通桶	2	6
③	新御蔵詰=上片原	1	3	⑪	御陣屋詰	2	6
④	大御蔵詰=新町下	1	3	⑫	刺股(さすまた)	5	15
⑤	仮御蔵詰=上片原	1	3	⑬	龍吐水(りゅうどすい)	6	18
⑥	献納御蔵詰=上片原	1	3	⑭	通桶=他所行	8	24
⑦	纏(まとい)持	2	6	⑮	御用筆筒(ごようだんす) = 丁頭(ちょうがしら)詰	4	11
⑧	大団扇(おおうちわ)持	1	3	合 計		44	131

大火からの復旧・復興

規模の小さい火災では、近隣の町や村による相互扶助も可能ですが、文化15年(1818)の大火などでは、藩による支援が大きな拠り所となりました。

右の表は、江戸時代に直江津今町で発生した大火の後に、藩が行った救済策をまとめたものです。資料から確認できない部分もありますが、基本的には文化15年の大火後に実施した救済策が、その後も踏襲されていったことが分かります。同年の大火の後、藩は食料米として1軒につき2斗ずつを無償で給付しています。また、家屋再建費として1軒につき1両2分ずつ貸与しています。なお、家屋再建費については、町の大半が被災するような大規模な大火の時しか貸与されませんでした。

大火の後は、米や味噌・醤油などの食料品のほか、建築資材なども高騰するおそれがあったため、売り惜しみをしたり高値で販売したりする商人に対しては藩が厳しく取り締まり、一定の効果が現われたようです。

直江津今町の大火の後に高田藩が行った救済策

和暦(西暦)	類焼軒数	藩による救済策
明和 4年(1767)	町家 581 軒 寺社 4軒	○食料米として、1軒につき半俵ずつ貸与
文化 7年(1810)	180 軒	※不明(記載なし)
文化15年(1818)	町家等 1,134 軒 ※実数 町家 894 軒 寺 5軒	●食料米として、1軒につき2斗ずつ下付 ○家屋再建費として、1軒につき1両2分ずつ貸与(3年賦)
天保15年(1844)	3月20日(新暦) 町家 1,201 軒 寺社 9軒 3月24日(新暦) 今町 92 軒 隣村 63 軒	●食料米として、1軒につき2斗ずつ下付 ※家屋再建費として、1軒につき1両2分ずつの借用を申し出たが、貸与されたかどうかは不明
弘化 4年(1847)	町家 957 軒 寺 3軒	●食料米として、1軒につき2斗ずつ下付 ○家屋再建費として、1軒につき1両2分ずつ貸与(10年賦)
慶応 元年(1865)	町家 314 軒 寺 2軒	●食料米として、1軒につき2斗ずつ下付

(「直江津町是」福永家文書(福永家文書館所蔵)から作成)

明治時代にも続いた大火

右の表は、明治時代以降に直江津町で発生した大火(100軒以上の被災があった火災)をまとめたものです。被災軒数1,000軒以上が2回、500軒以上が2回と江戸時代と変わらずに大規模な火災が発生しています。また、明治39年(1906)からは3年連続で大火が起きています。『直江津こぼれ話』(1997年、北越出(版、中戸賢亮著))は、明治41年の大火の後に、直江津警察署長が、「屋上制限令」を実施したと伝えています。これは明治14年、東京府が発布した「防火線路及屋上制限令」ならに倣ったものですが、このうち屋上制限令は、指定地区で新築する建物の屋根をかわら・石・金属(トタン)などの不燃材にするというものです。直江津町では新築・既存のいずれが対象になったのかは不明ですが、強硬に実施されたようです。これが功を奏したためか、これ以降は100軒以上が被災する大火は発生していません。

明治時代に直江津町で発生した大火

和暦(西暦)	月日(旧暦)	主な被災状況
明治 4年(1871)	4月17日(2月28日)	激しい東南の風→北西風、夜九時(午前0時頃)に新川端町より出火、新川端町・出村町・片原町・中町・中嶋町・本砂山町・川端町・寄町・新町の民家782軒、寺社2軒類焼
明治15年(1882)	2月4日	南風→北西風、午前2時頃に新川端町より出火、新川端町・出村町・川端町の民家320余軒類焼
明治31年(1898)	6月4日	強烈なる南風、午後8時、大字砂山より出火、新区・新横区・十軒町・本砂山区・新橋区・新坂井区・寄区・川端区・中区・裏砂山区・新川端区・塩屋区・横区・片原区・中島区・坂井区・出村町・砂山区の民家1,595軒、寺社7軒類焼
明治39年(1906)	7月11日	大南風、午前1時30分に寄区より出火、新川端区・本砂山区・川端区・片原区・四ッ屋区・中島区・船見区・寄区・中区・新区・下新町・横区・出村町の民家1,041軒、寺社7軒、銀行9行、郵便局、水上警察署など類焼
明治40年(1907)	11月7日	午前3時30分に中区より出火、中区・片原区・中嶋区・本砂山区の民家136軒など類焼
明治41年(1908)	5月3日	南風、午後10時に川原区(後の旭区)より出火、新区・片原区・新川端区・中区・寄区・諏訪区・新橋区・新区・川端区の民家582軒、寺社3軒、尋常高等小学校男子部類焼

(「直江津町是」から作成)